

令和 3 年 6 月 11 日

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

研 修 報 告 書

会 派 名	勇政
報 告 議 員 名	尾崎 邦洋
参 加 議 員 名	尾崎 邦洋、櫻井 清蔵
研 修 日	5 月 1 1 日
研 修 目 的 等	講義 4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展
研修の概要	
<p>子どもの支配と子どもの権利、150年の歴史を考える。</p> <ul style="list-style-type: none">○公立学校等のトイレの方式の問題<ul style="list-style-type: none">・学校等で子どもたちが置かれている現状は、思っていたよりも厳しい状況にある。○学制<ul style="list-style-type: none">・明治初期であっても自己決定権を認める思想、 子どもにとってもよい傾向が伺える。・誰もが学べる環境が大切、学問の大切さを説く。・現憲法下と同等の考え方が表れているのに驚きを感じる。○教学聖旨<ul style="list-style-type: none">・学ぶことが天皇のため、自分のためではない。・幼少期からの教育は、絵などで刷り込む。・個の主体性よりも、命令・号令で子どもを動かす。・学制と教学聖旨の対立。○伊藤博文の考え<ul style="list-style-type: none">・政府による教育統制ではなく、教育はそれぞれの個人が自由に考えるべき。○五日市憲法<ul style="list-style-type: none">・学問は各学校で自由、教育は親の責任。・地域の学問の自由、地方自治の考えを見ることができる。○教育勅語<ul style="list-style-type: none">・国家の非常事態にはすべてを捧げる、天皇を助けることが書かれている。・大政翼賛会の考え方。・戦前の思想統制の基本がここにある。○石川啄木、平塚らいてう、与謝野晶子など<ul style="list-style-type: none">・市民の中へ、個人の尊重、ジェンダー、デモクラシー運動へつながる。	

- 日露戦争、第1次大戦
 - ・全国民を戦争に動員できるようになった。被害が拡大する原因でもある。
- 国際連盟、戦争放棄に関する条約
 - ・戦争と子どもの権利の関わりを考える。子どものことから考えると命の大切さが分かる。
 - ・子どもの権利宣言→子どもに係る思想の根源、子どもの権利条約へとつながる。
 - ・児童一人ひとりに「最善のものを与えるべき義務を負う」ことが大原則。
- 軍国主義統制の動き
 - ・学校劇を禁止する。事件の典型例を作り抑圧する傾向。
- 国民精神作興に関する詔書
 - ・自由な思想や社会運動の攻撃への動き。
- 児童生徒の個性尊重及び職業指導に関する件
 - ・文部省の中で子どもの個性の尊重を指導した文書。
- 戦時教育
 - ・授業停止。学徒兵の問題。
- 第2次大戦後
 - ・教育基本法→教育に対する不当な支配を許さない。
 - ・戦災孤児の問題。
 - ・児童憲章←子どもの権利宣言の影響あり。
- 子どもの権利条約
 - ・ポーランドの発案で、権利宣言だけにとどまらず、条約へとなる。
 - ・ポーランドは、コルチャックの思想の影響を受けている。
 - ・生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。
 - ・神奈川県川崎市の条例が最も優れている。

【所感】

子どもの権利をめぐる歴史的な背景、動向を体系的に理解することができた。子どもの権利宣言から子ども権利条約に至るまでにコルチャックの思想や犠牲となった学徒兵など様々な事案の影響を受けた上で、現在の子どもを取り巻く環境ができていることに歴史的な意義があると感じる。明治初期においても現代憲法と同等の子どもの権利、人権の尊重を大切にす思想、考えがあったことは、人間が学び成長する中で自然な流れであり、本能的なものであるとも思える。明治、大正、昭和、平成、令和と時代が進む中で、人権に関する考え方は進化してきていると思うが、子どもを理解し、子どもが何を求めているのかを的確に把握することが、子どもの権利条例の制定には不可欠であると考え。

講師の説明では、川崎市の子ども条例が最も優れているとのことであるので、川崎市の条例制定の流れなどを参考に条例案の検討を進めていくと良いのではないかと。

また、今回の講演ではあまりスポットの当たっていない子どもの権利に関する最新の研究動向を把握する必要があると感じる。日本特有かもしれないが、少子高齢化が進行する時代に見合った子どもの権利、子どもの在り方を考えなければならないと思う。